

## 国立大学法人大阪大学における寄附により取得する株式等の取扱いに関する規則

(趣旨)

第1条 国立大学法人大阪大学（以下「本学」という。）における寄附により取得する株式及び新株予約権（以下「株式等」という。）の取扱いについては、国立大学法人大阪大学奨学寄附金等取扱規程（以下「取扱規程」という。）によるほか、この規則の定めるところによる。

(受入れの申し出)

第2条 取扱規程第4条及び第5条の規定にかかわらず、部局長は、株式等の寄附の申し出を受理したときは、大阪大学産学官連携問題委員会等規程に定める審議を受け、適当であると認められたときは、総長に申し出るものとする。

(受入決定の通知)

第3条 総長は、前条の申し出を受け株式等の受入れを決定したときは、部局長に通知するものとする。

(受入れの制限)

第4条 取扱規程第6条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、株式等を受け入れてはならないものとする。

- (1) 寄附者及び株式等の発行会社の社会的な立場及び信用度に問題があるとき。
- (2) 株式等を取得することにより、株主として経営参加権等の共益権を行使しないと当該企業の経営に著しい影響を与えるとき。
- (3) その他総長が本学の運営に支障があると判断したとき。

(役員及び教職員からの寄附)

第5条 本学の役員及び教職員が職務上の教育・研究の助成及び社会貢献に充てるものとして株式等の寄附を受けたときは、当該株式等を改めて本学に寄附するものとする。

(株式等の評価方法)

第6条 株式等の評価額については、別に定める方法により算定するものとする。

(株式等の管理等)

第7条 株式等の管理等及び売却等並びに新株予約権の権利行使に関しては、「大阪大学が取得した株式等の管理等取扱要領」による。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年1月1日から施行する。